



「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日(平成21年6月4日)から令和13年3月31日までの間に、認定長期優良住宅を新築した場合は、申告によりその家屋に対する固定資産税が減額されます。

## 減額の要件

- 1 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- 2 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日(平成21年6月4日)から令和13年3月31日までの間に新築された住宅であること
- 3 専用住宅または併用住宅(居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上のもの)であること
- 4 居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること  
※令和8年3月31日までに居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下であること  
※分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については専用部分の床面積に持分で按分した共用部分の床面積を加えて判定します。

## 減額の内容

居住部分1戸あたり120㎡まで(120㎡を超える場合は120㎡相当分)について、翌年度における家屋の固定資産税を2分の1減額します(都市計画税は減額されません)。

## 減額の期間

- 一般の住宅 新築後5年度分      ■ 3階建以上の(準)耐火住宅 新築後7年度分

## 減額の手続き

新築された日の属する年の翌年(1月1日の場合は当年)2月27日までに、減額の申告書に必要書類を添えて資産税課へ申告してください。申告に必要な書類は下記のとおりです。  
※申告期限経過後でもやむを得ない理由があると認められる場合は減額適用します。

- 1 減額申告書
- 2 認定長期優良住宅を受けたことの確認ができる次のいずれかの書類の写し
  - (1) 認定通知書
  - (2) 変更認定通知書 ※当初認定計画に変更が生じた場合又は譲受人が決定されている場合
  - (3) 承認通知書 ※当初の認定計画実施者の地位が継承されている場合

## その他

減額申告書へのマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載について、平成28年1月1日以後の申告分より、申告書様式にマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載欄を設けることを定める法令改正がなされておりますが、当市ではマイナンバーの記載がない申告書の提出を受ける場合においても、従来どおり有効な申告があったものとして受理します。

## お問い合わせ先